

令和2年第12回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年12月7日(月) 13時27分から14時19分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 森 利光
5番 廣松 久喜	6番 長曾我部徹	7番 米岡 一利	8番 若杉 史
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第88号 農地法第3条の規定による許可取消
議案第89号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第90号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第91号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第92号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第93号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第94号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第95号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第19号 農地法第3条第3項の規定による届出
報告第20号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 12 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、9 番栗原政数委員、10 番阿蘇品幸博委員にお願いいたします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 88 号、農地法第 3 条の規定による許可取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 88 号、「農地法第 3 条の規定による許可取消」でございます。

本案件は、令和 2 年 10 月 5 日に所有権移転が許可された 5 筆のうちの 1 筆になりまして、宅地への転用予定地を誤って申請されていたため、今回、許可を取消して、改めて、転用申請をされるものでございます。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 88 号は原案のとおり変更承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 88 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 89 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 2 ページをお願いいたします。

議案第 89 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 120 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、親子間での贈与でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 4 ページをお願いします。

提案番号 121 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 2 ページ記載のとおりです。議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 122 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 3 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 123 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては 4 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 124 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては 5 ページ記載のとおりです。議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 125 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 6 ページ記載のとおりです。議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 126 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては7 ページ記載のとおりです。議案書 12 ページをお願いします。

提案番号 127 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては8 ページ記載のとおりです。議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 128 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては9 ページ記載のとおりです。議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 129 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては10 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 130 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては11 ページ記載のとおりです。議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 131 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、平成 30 年 6 月に遺言者である所有者がお亡くなりになったため、受贈者である譲受人が申し立てにより遺言執行者に選任されたことによるものでございます。調査書につきましては12 ページ記載のとおりです。議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 132 番と議案書 18 ページの提案番号 133 番は関連がございますので、一括してご説明いたします。

申請地及び申請人は17 ページ及び18 ページ記載のとおりでございます。譲受理由は、水路の払い下げによる取得でございます。

譲受人所有の農地に以前は蛇行した水路が通っておりましたが、使い勝手が悪く老朽化していたため、真っすぐに付け替えたことによるものでございます。

図面で見ますと、もともと水路が、カタカナの「二」及び「八」、それと の900-6の逆S字部分になりまして、付け替えた後の水路が の899-5とカタカナの「八」及び の900-4の部分になります。

提案番号 132 番が、市の所有地である の899-7と譲受人の所有地である の899-5との事実上の交換でございまして、提案番号 133 番については、市の所有地である の900-6と譲受人の所有地である の900-4との交換でございます。

なお、付け替え後の水路への地目変更については、職権で変更される予定でございます。

調査書につきましては13 ページ及び14 ページ記載のとおりです。議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 134 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 15 ページ記載のとおりです。議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 135 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人が申請地周辺を管理されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 16 ページ記載のとおりです。議案書 21 ページをお願いします。

以上 16 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 120 番から 125 番を北部地区担当委員

6 番（長曾我部徹君）

提案番号 120 番から 125 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 126 番を南部地区担当委員

8 番（若杉史君）

提案番号 126 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 127 番から 135 番を東部地区担当委員

9 番（栗原政数君）

提案番号 127 番から 135 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 89 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第90号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の22ページをお開き下さい。

議案第90号、「農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。

提案番号25番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

申請地の登記地目は山林ですが、現況はタケノコが作付けされた畑でございます。

借受理由は、借受人の規模拡大による使用貸借権設定10年でございます。調査書につきましては17ページ記載のとおりです。議案書23ページをお願いします。

提案番号26番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の規模拡大による賃貸借権設定20年でございます。調査書につきましては18ページ記載のとおりです。

以上2件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号25番から26番を東部地区担当委員

7番（米岡一利君）

提案番号25番から26番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第90号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第91号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 24 ページをお願いします。

議案第 91 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 112 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 696 m²を取得し、農業用倉庫及び農業用資材置場として転用する案件です。なお、申請地は昭和 43 年ごろから転用されており、その経緯については始末書の提出があるため、追認となります

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 1 ページから 2 ページをお願いします。

1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 20 ページから 21 ページをお願いします。

20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 25 ページをお願いします。

提案番号 113 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田 1,000 m²を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 3 ページから 4 ページをお願いします。

3 ページに現地の状況写真、4 ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。

次に、調査書 22 ページから 23 ページをお願いします。

22 ページに立地基準を、23 ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 26 ページをお願いします。

提案番号 114 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 471 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 5 ページから 6 ページをお願いします。

5 ページに現地の状況写真、6 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 24 ページから 25 ページをお願いします。

24 ページに立地基準を、25 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 27 ページをお願いします。

提案番号 115 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 264 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。なお、申請地はすでに駐車場として転用されており、その経緯について始末書が提出されています。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 7 ページから 8 ページをお願いします。

7 ページに現地の状況写真、8 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 26 ページから 27 ページをお願いします。

26 ページに立地基準を、27 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 28 ページをお願いします。

提案番号 116 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 4 筆計 1,516 m²を取得し、駐車場として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 9 ページから 10 ページをお願いします。9 ページに現地の状況写真、10 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 28 ページから 29 ページをお願いします。28 ページに立地基準を、29 ページに一般基準を記載しています。本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 29 ページをお願いします。

提案番号 117 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田 390 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 11 ページから 12 ページをお願いします。11 ページに現地の状況写真、12 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 30 ページから 31 ページをお願いします。30 ページに立地基準を、31 ページに一般基準を記載しています。本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 30 ページをお願いします。

提案番号 118 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は法人で、申請地の田、949 m²に賃貸借権を設定し、駐車場として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 13 ページから 14 ページをお願いします。13 ページに現地の状況写真、14 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 32 ページから 33 ページをお願いします。32 ページに立地基準を、33 ページに一般基準を記載しています。本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書 31 ページをお願いします。

提案番号 119 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 291 m²を取得し、一般住宅として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 15 ページから 16 ページをお願いします。15 ページに現地の状況写真、16 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 34 ページから 35 ページをお願いします。34 ページに立地基準を、35 ページに一般基準を記載しています。本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の 32 ページをお願いします。

提案番号 120 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 443 m²に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 17 ページから 18 ページをお願いします。17 ページに現地の状況写真、18 ページに土地利用計画図を掲載しております。次に、調査書 36 ページから 37 ページをお願いします。36 ページに立地基準を、37 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の33ページをお願いします。

提案番号121番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は法人で、申請地の田1,062㎡を取得して駐車場として転用する案件です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の19ページから20ページをお願いします。
19ページに現地の状況写真、20ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書38ページから39ページをお願いします。
38ページに立地基準を、39ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の34ページをお願いします。

提案番号122番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑3筆計784㎡を取得し一般住宅及び資材置場等として転用する案件
です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の21ページから22ページをお願いします。
21ページに現地の状況写真、22ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書40ページから41ページをお願いします。
40ページに立地基準を、41ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の35ページをお願いします。

提案番号123番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田262㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の23ページから24ページをお願いします。
23ページに現地の状況写真、24ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書42ページから43ページをお願いします。
42ページに立地基準を、43ページに一般基準を記載しています。
本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の36ページをお願いします。

提案番号124番及び議案書37ページ提案番号125番は、関連しておりますので続けて説明いたします。

まず、提案番号124番について、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田及び畑4筆計697㎡を取得し、一般住宅及び公衆用道路として転用する案件です。

続いて、提案番号125番について、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は2名の個人で、申請地の田188㎡を持ち分2分の1で取得し、公衆用道路として転用する案件です。この道路は、提案番号124番の道路部分と接続し、転用者の住居及び耕作者の農地への通路として利用する計画です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の25ページから28ページをお願いします。

25 ページ及び 27 ページに現地の状況写真、26 ページ及び 28 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 44 ページから 47 ページをお願いします。

44 ページ及び 46 ページに立地基準を、45 及び 47 ページに一般基準を記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。以上、14 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 112 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 112 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 113 番から 120 番を南部地区担当委員

10 番（阿蘇品幸博君）

提案番号 113 番から 120 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 121 番から 125 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 121 番から 125 番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 91 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転を議題といたします。事務

局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

総会議案の 38 ページをご覧ください。

議案第 92 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 36 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、11 月 24 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものがあります。総会議案の 41 ページをご覧ください。

提案番号 37 番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、11 月 10 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものがあります。

なお、提案番号 37 番にかかる調査書については 48 ページ記載のとおりです。

以上 2 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質疑はありますか。それではお諮りいたします。議案第 92 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 92 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 93 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 42 ページをお開き下さい。

この議案につきましては、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、再設定が 1 件、新規設定 7 件、その面積は 34,098 m²でございます。

提案番号 150 番は期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号 151 番から 45 ページの 157 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、「野菜」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第94号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。

まず、提案番号505番と506番について審議します。

この提案番号については、申請人が9番栗原委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限を受けますので、9番栗原委員は審議への参加をご遠慮願います。事務局の説明をお願いします。

事務局(一法師進君)

議案書46ページをお開き下さい。

今回の利用権設定は、新規設定が23件、再設定が6件でその面積は、129,175㎡でございます。

提案番号505番と506番の申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は49ページに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長(坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号505番から506番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、提案番号505番から506番までについては、原案のとおり決定いたしました。次に、提案番号507番から533番までを審議します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法進君）

議案書 47 ページをお開き下さい。

提案番号 507 番から 48 ページの 510 番までは期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号 511 番から 56 ページの 533 番までの、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」、「野菜」、「お茶」等を予定されています。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は 50 ページから 69 ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 507 番から 533 番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。全員賛成（賛成多数）でございますので、提案番号 507 号から 533 番までについては、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案 94 号は終わります。

次に、議案第 95 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

総会議案書の 57 ページをお願いします。

議案第 95 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号 17 番から 60 ページの提案番号 119 番、土地の所在、地目、面積、所有者等につきましては、記載のとおりで、合計筆数 103 筆、面積 180,612 m²でございます。

現地の状況につきましては、肥培管理されずに自然発生している雑木林、管理されていない栗園、タケノコ園、茶畑等様々であり、いずれの農地も、再生困難と判断しております。

利用状況につきましては、7～8月の農地利用最適化推進委員、10月末の判別の現地調査及び11月5日の班別の判定会時に、現地の写真を確認していただいておりますので、掲載は省略させていただきます。

以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第95号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第95号は終わります。

4. 報 告

議長（坂本照子君）

次に、報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の61ページをお願いします。

報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和2年10月に届出がありました件数は12件、筆数の合計は74筆、面積の合計は80,605㎡でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第19号は終わります。

次に、報告第20号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の64ページをお願いします。

報告第20号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和2年7月及び10月に届出がありました件数は3件、土地の所在、申請者、土地の所有者については、議案書記載のとおりです。

許可不要の内訳は、農業用倉庫の建設、携帯電話基地局の設置及び保安林への転用です。

以上報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第20号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和2年第12回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

9番 農業委員 _____

10番 農業委員 _____